

第2章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

- 1 障壁のないまちづくり
- 2 快適な生活環境づくり
- 3 健康づくりの推進
- 4 地域医療の充実
- 5 地域での防犯・安全対策
- 6 地域での防災・災害時要援護者対策
- 7 相談支援・情報提供の充実
- 8 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上
- 9 生活を守る権利擁護の普及



〔取り組み課題1〕 障壁のないまちづくり

〔現状と課題〕

認知症の高齢者や障害のある人などが、安全で安心して外出しやすい環境を整えるためには、段差の解消、分かりやすい案内、手助けしてくれる支援者などが必要となります。

建物のバリアフリー*化が進んできた現在、次のステップとして、社会活動への参加につながる心のバリアフリー*、情報を得る機会を保障する情報のバリアフリーなど、ソフト面でも障壁を作らない、取り除いていく取り組みが大切です。

平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」により、建築物や旅客施設等のバリアフリー化が進められ、障害のある人や認知症高齢者が外出できる環境が整ってきました。

しかし、一歩外に出ると、違法駐輪で歩道が塞がれたり、ＩＴ化された（切符を買う、ATM、セルフレジなど）様々な窓口での対応の困難さなどがあり、手助けが必要な場面がまだまだ多くあります。

また、生活に関する情報を得るために、点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信なども必要になるとともに、誰でもわかりやすい表現での情報発信も望まれます。そのためには、まちの中での「ちょっとした配慮」ができる、そうした気づきができる認知症サポーターなどの街にやさしい人づくりも大切になります。

「認知症サポーター」について

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者です。認知症は誰にでもなる可能性のある病気です。他人事として無関心でいるのではなく、「自分たちの問題である」という認識を持つことも大切です。

例えば、認知症の人が困っている様子が見えたら「何かお手伝いすることはありますか」と一声かけてみます。たとえ、具体的な援助はできなくても理解者であることを示すことができます。一人ひとりが違うように、対応は一様ではありません。そのことを頭に置きながら自分たちに何ができるかを考えていきましょう。

施策の方向性

○情報のバリアフリーの推進

点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信などの活用や誰でもわかりやすい表現での情報発信に努めます。

○認知症サポーターを増やす

認知症についてより正しく理解した人を増やし、認知症への偏見等のバリアを取り除くことが必要です。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

○松戸市交通バリアフリー基本構想*に基づき、バリアのないまちづくりを推進

重点整備地区内の整備を中心に推進します。

○鉄道駅へのエレベーターの設置を推進

鉄道駅のホームから地上（改札を経由）までの段差をエレベーターまたはエスカレーターで解消し、車いす利用者などが円滑に移動できる経路を1駅に1経路以上の整備率100%を目指します。

○放置自転車については、買い物客の放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開・啓発

午前中の通勤客による自転車の放置は減少してきていますが、買い物客による放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開して啓発を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○違法駐車・違法駐輪をしない	○事業者は駐車場・駐輪場を整備する	○「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づく施策の推進
○電車・バスで席をゆづる	○事業者施設のバリアフリ化	○放置自転車等の撤去、啓発
○子ども・高齢者・認知症や障害のある人等について理解を深める	○道路の清掃	○路上障害物撤去の指導
○声かけをする	○看板、商品を道路に置かない	○誰もが利用しやすい情報発信の工夫 ○認知症サポーターを増やす



〔取り組み課題2〕 快適な生活環境づくり

〔現状と課題〕

市民が暮らす「地域」は、生活の潤いや安らぎを感じたり、生きがいを見出したりする大切な拠点であり、そのアメニティの充実は、地域福祉環境が向上するためにも必要となります。

アメニティとは、快適性、快適な環境、魅力ある環境ということですが、「松戸市環境計画」では、「人と生き物が共存しているまち」「健康な日々を過ごすための環境が整ったまち」「地球環境にやさしいまち」を目指すまちの姿としています。

住まい、生活、自然などの環境整備は、「地域で暮らす」を支えるために大切な取り組みです。

住環境は、高齢者の住宅型有料老人ホームや障害のある人のグループホームなどの施設整備が進み、地域で暮らす環境が拡充されてきています。こうした住宅には、アクセシビリティ*や使いやすさに配慮した浴室やトイレの設置がされているところが多くなっています。（ユニバーサルデザイン*）

生活環境は、松戸市地区環境美化組織連合会が結成され、地域の自主的な清掃活動や衛生活動の推進などに取り組んでいます。また、ゴミの収集では、「ふれあい収集」としてごみ出しの困難な方への個別収集も実施されています。

自然環境では、江戸川の水辺で、現状の自然環境を維持及び保全しつつ、市民が安らぎとうるおいを感じ、安心して歩き、気軽に運動し、自らの健康づくり活動を支援する環境に配慮した水辺の健康エコロードの整備などがされました。

今後、これらの環境整備は「地域で暮らす」を支えるために大切な取り組みであり、各地区の特性を踏まえつつ進めることができます。

施策の方向性

○まちの美化活動への市民参加の促進

緑の愛護団体の皆さんが出で道路、河川、公園等の公共用地を利用して、緑化活動を実施しています。

春と秋の「市民ぐるみでクリーンデー」に多くの市民が参加して、まちの美化に努めています。

次の世代を担う子どもたちが、環境問題に興味を持ち活動していくことは、快適なまちづくりの第一歩となるものです。市では、環境関連の学習として学校内で実施できる「環境学習出前講座」を紹介しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none">○ごみの分別の徹底○犬のふんを放置しない○ごみを持ちかえる○マイバッグを活用する○新築家屋の省エネ化、樹木の増加○省エネ家電への買い替え	<ul style="list-style-type: none">○緑化、花壇を整備する○公園の清掃○ごみ集積所をきれいに保つ○クリーンデーなどに参加する○地球にやさしい行動宣言、緑のカーテン普及○クリーンエネルギー車、カーシェアリング*の普及○事業所は目標をもって温室効果ガス削減に取り組む	<ul style="list-style-type: none">○「松戸市緑の基本計画(改定版)」の推進○3R（ごみの発生抑制・再利用・再生利用）の推進○「ごみ処理基本計画」の推進○「松戸市地球温暖化対策地域推進計画（減CO₂大作戦）」「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」の推進



〔取り組み課題3〕 健康づくりの推進

〔現状と課題〕

地域で活力のある生活を送るための基盤となるのは、「健康」であり、地域福祉の推進においても大切な視点です。まず「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持ち、日常生活の中で正しい生活習慣を築くことが大切です。

平成17年の「食育基本法」の制定を受け、平成19年に「松戸市食育推進計画*」を策定し推進しています。食生活や運動、休養に気を配ることは、生活習慣病*をはじめとする多くの病気の予防になるだけでなく、健康の増進にも欠かせません。仲間と語り合い、スポーツや食事をともにするなど、日常生活の中で楽しいひとときを過ごすことは、心身の健康につながっていきます。気軽にできること、楽しいことから健康づくりを始めることが大切です。

平成23年度に「健康松戸21Ⅱ*」を策定し、すべての人々がその置かれている状況に応じて楽しく健康的な生活を営める地域社会をめざしています。心の健康については、職場や学校だけでなく、地域の中でどのように支え合っていくかが大切な取り組みとなります。

自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「身近な人への変化」に気づいたら声かけや見守りなど地域ぐるみで行なうことが大切です。

介護予防対策では、高齢化の進展、認知症高齢者の増加に伴い、その重要性はますます高まっています。「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画*(いきいき安心プランⅣまつど)」では、予防重視型システムの推進を重要ポイントとし、本市では「地域包括支援センター*」を設置し、制度改正に対応した介護予防事業を実施しています。また、認知症についても、平成21年に、「松戸市認知症研究会」を設置し、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、「認知症の人と家族の会」等の関係機関・団体、行政等が連携して、7つの課題に取り組んでいます。

施策の方向性

○健康松戸21Ⅱの推進

「健康増進活動」「生活習慣病予防」「がん死亡を減らす」「感染症予防」「健やか親子（母子）」の5つの基本方針に基づき、“栄養と食生活”“身体活動と運動”“心の健康（自殺対策）”“歯と歯ぐきの健康”“健康診査（成人）”“がん対策”“たばこ”“アルコール”“感染症”“育児支援”“思春期保健”的11の課題に取り組みます。

○（個人の）健康診査・各種検診の積極的な受診を推進

定期的に健康診断を受け、積極的に自分の健康状態を理解し、自分の健康を自分で守る努力が必要です。特に、勤務先での健康診断がない主婦や自営業者などは未受診の人が比較的多いので、人間ドックや行政の実施している健康診査・各種検診を受診していただくよう推進していきます。

○自殺対策の取り組みを推進

・「健康松戸21」策定にあたっての市民アンケート調査（平成13年3月）からは、約8割の市民が、自分が健康だと感じているという結果が出ていますが、日々ストレスを感じている人の割合は6割を超えています。本市においては自殺が、10～30歳代の死因の1位となっています。

自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「いつもの自分と違う」と感じたり、「身近な人の変化」に気づいたら、誰かに相談したり、声かけや見守りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。

・「心の健康（自殺対策）」として、心の健康づくりに関する情報や知識を普及します。また、地域で見守るゲートキーパー等を育成、支援します。

○介護予防事業の推進

・「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランⅣまつど）」では、介護予防について、高齢者ができるだけ長い期間元気でいられるように、地域の資源を活用しながら健康づくりのためのサークル活動などの一次予防を重視し、二次予防や要支援・要介護状態の改善、重度化の予防を目的とする三次予防といった個々の状態に応じた「予防」サービスの提供に継続的に取り組む方向を打ち出しています。

・生活機能を維持、改善し、要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防事業を行政、民間で連携して実施します。

○認知症対策の推進

「松戸市認知症研究会」を中心に、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、認知症の人と家族の会等の関係機関・団体、行政等が連携して、認知症対策の推進に取り組んでいきます。

○食育についての継続的な情報発信と、ライフステージに応じた取り組みの継続的な推進

- ・本市では54の多岐に渡る関連事業を展開してきました。学校給食法、幼稚園教育要領、学習指導要領、保育所保育指針にも食育が正式に規定され、それぞれ対象となる年齢に応じた取り組みも行われています。
- ・平成22年に実施しました食育アンケート結果では、市民の食育に対する周知度・認知度は9割と高いものの、若い世代への働きかけが課題となっています。
- ・食への感謝の念や理解を深め、生産者と消費者相互の交流を促進することで地域社会の活性化や地球環境にも配慮した食育を目指し、継続的な情報発信に努めます。

それぞれの役割

個人(自助)の役割	地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
<ul style="list-style-type: none">○定期的に健康診断を受診する○自らの健康は自ら管理する意識を持つ○バランスのとれた食事・適度な運動と休養など望ましい生活習慣を心がける○自分にあったストレス対処法を見つける○たばこの害を正しく理解する	<ul style="list-style-type: none">○医療機関と連携した医療・健康講座等の開催○事業者は自殺予防(心の健康)への取り組みや受動喫煙防止に努める○見守り、声かけをする	<ul style="list-style-type: none">○「健康松戸21Ⅱ」の推進、実行○健康診断などの受診率の向上○自殺対策の推進○介護予防及び認知症予防の事業を実施○食育の推進

「ゲートキーパー」について

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることです。本市では自殺を防ぐため、市民の方を対象に平成23年度よりゲートキーパー養成講座を開催し、24年度末までに900人以上の方に受講していただいております。25年度からはパートナー講座としてもゲートキーパー養成研修を位置づけ、更に見守りの目を増やしていきます。

「認知症対策」（7つの課題）について

第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅣまつど)の7つの課題について「松戸市認知症研究会」を中心に認知症対策の推進に取り組みます。

- ①市民への認知症に関する情報提供と啓発活動
- ②認知症早期発見システムづくり
- ③認知症予防プログラム
- ④認知症の人の権利擁護
- ⑤認知症の人の介護者支援
- ⑥関係機関との連携、支援、ネットワーク
- ⑦その他の認知症に関すること



〔取り組み課題4〕 地域医療の充実

〔現状と課題〕

高齢者や障害のある人の地域での安心した生活のためには、地域医療は欠かすことができません。

介護や福祉が医療と連携し「地域包括ケアシステム」を構築することで、多くの方が住みなれた地域で継続した生活を支援することにつながります。

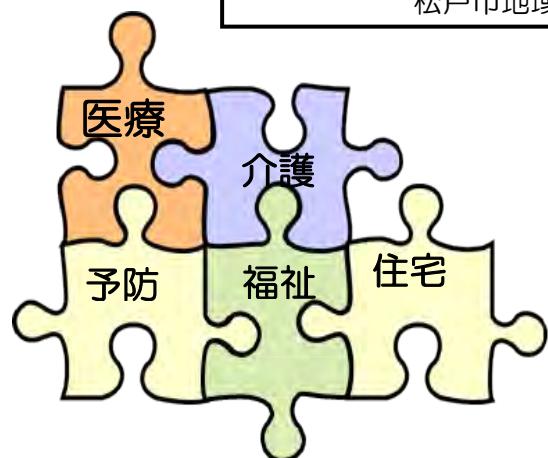
市内には、東葛北部地域の中核的医療機関である国保松戸市立病院を始めとして18の病院があり、診療所を含めると292の施設があります。（件数は平成23年度事業年報：松戸健康福祉センター）また、24時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所が21か所（千葉県保健医療計画 平成23年4月）、訪問診療可能な病院及び診療所が47か所（平成23年2月現在 松戸市医師会調査）あるという強みを生かし、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体として考え、利用者のニーズに合わせて切れ目のない支援が提供されることが重要です。

また、子育て世代にとっては、小児医療の充実や体制の整備は、重要な機能であり、安心して子どもを産み育てるための必要不可欠な基盤となります。

市民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療が受けられるようになるため、日頃から「かかりつけ医」を持つことが大切です。

「地域包括ケアシステムの推進」について

住み慣れた地域で暮らすために みんなであなたを支える仕組み
松戸市地域包括ケアシステムの推進



- ①医療との連携強化
- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

施策の方向性

○福祉・保健・医療の連携の推進

地域包括支援センターが中心となり、高齢者自身の介護予防の取り組み、隣近所の助け合い、社会福祉協議会等の活動や介護・医療保険制度、福祉施策が有機的に連動して、介護、医療、日常生活支援、住まいが提供されるよう調整し、地域包括ケアシステムを推進していきます。

○在宅医療の推進

国では、平成23年度より多職種協働による在宅医療を担う人材の育成が行われており、千葉県においても平成24年度より地域での在宅医療を担う地域リーダーの養成研修が開始されました。本市では、松戸市医師会と市が連携して東京大学によるモデルの多職種連携研修会を開催しました。

多種多様化する医療ニーズに対応するためには、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、従事する多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていくことが求められます。

○「松戸市夜間小児急病センター」を運営

- ・松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会の協力のもと、休日在宅当番医、夜間小児急病センター、市内病院群の輪番制当番病院と市立病院の連携により「松戸市夜間急病救急医療システム」を運営するなど、急病の時には、休日や夜間であっても市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めています。
- ・小児科を専門とした夜間小児急病診療所とし、市立病院敷地内に診療時間や医療スタッフ等診療体制を充実させた「松戸市夜間小児急病センター」を開設し、小児医療対策に取り組んできました。今後も松戸市医師会、市立病院、松戸市薬剤師会等との連携をとりながら維持していきます。

○かかりつけ医を持つことを推進

- ・市民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療が受けられるようにするために、日頃から「かかりつけ医」を持つことは大切です。
- ・本市では、「まつど医療機関マップ」を作成し、医療資源の情報を提供します。
また、ホームページで掲載し広く情報提供します。

それぞれの役割

個人(自助)の役割	地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
<ul style="list-style-type: none">○かかりつけ医を持つ○日頃から、休日・夜間等の医療体制を知っておく○在宅医療・介護保険制度の基礎知識を知っておく	<ul style="list-style-type: none">○在宅療養を支援する診療所など多職種との連携を推進する	<ul style="list-style-type: none">○まつど医療機関マップなど医療サービスの情報の提供



〔取り組み課題5〕地域での防犯・安全対策

〔現状と課題〕

地域の安全を守るために、「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、まず地域の中でできることからはじめることが重要です。同時に、市民と事業所及び市、警察が連携して、防犯活動を行う必要があります。また、そのような活動は、地域の人と人とのつながりに支えられ、活動を通して地域のまとまりや新たなつながりを生み出します。

本市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は平成11年から14年まで13,000件台と高い水準にありましたが、その後、減少し続け、平成23年には6,224件となりました。犯罪の種類としては、自転車などの乗物の盗難、ひったくり、空き巣などの窃盗犯が全体の約8割を占めており、高齢者が被害者となる犯罪は依然として増えているため、今後も犯罪の被害を未然に防ぐための取り組みが求められています。

本市では、平成19年4月に「松戸市セーフティーネットワーク」から「松戸市警防ネットワーク」に改組し、地域の犯罪を抑制するため防犯体制をより強化しています。また、子どもたちが不審者などにあった時に逃げ込める「子ども110番の家」のプレート設置協力者は2,533件あり、子どもたちが安心して暮らせるためには地域の方の協力が不可欠です。犯罪の防止だけではなく、交通事故の防止については「松戸市交通安全計画*」のなかで、高齢者、子どもの関係する交通事故が増加傾向にあることを重視すべき視点としています。

施策の方向性

○市民、事業者及び市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する

日常生活における身近な犯罪は、各自が防犯の意識をしっかりと同時に、市民、事業者、市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する必要があります。高齢者の安全確保のため、各地域の活動を活発化させ、効果的な活動を行うよう努めていきます。

○子どもたちが安心して暮らせるための取り組みの推進

「こども110番の家」や地域や学校による登下校中の見守り活動を継続するとともに、不審者情報等を迅速に市民に伝えるため、携帯電話等を活用した市民への情報提供についても継続します。

○安全で快適なまちづくり条例に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書きなどを禁止

平成16年には犯罪やめいわく行為が起こらない住みやすいまちをめざして、「松戸市安全で快適なまちづくり条例」をつくり、公共の場所でのポイ捨て、落書きなどを禁止しました。重点推進地区内では過料徴収を引き続き行っています。

○交通安全対策の推進

交通事故が市民の身近な地域で発生していることから、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要です。

そのため、自主的に安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進し、子どもが安全に遊べる場所の確保整備を推進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none">○路上喫煙をしない○振り込め詐欺や悪質な訪問販売に注意する○犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える○声かけをする○ひったくり防止の自転車カバーを活用する	<ul style="list-style-type: none">○防犯組織を立ち上げる○防犯灯を設置する○登下校時の見守り、誘導○防犯ボランティア活動の実施○「こども110番の家」のプレートを設置する	<ul style="list-style-type: none">○松戸市安全で快適なまちづくり条例の推進○「松戸市交通安全計画」の推進○防犯灯の設置を支援する○携帯電話等を活用した市民への情報提供○悪質商法・消費者被害等に関する情報提供○青色灯のパトロールカーでの防犯活動の継続



〔取り組み課題6〕地域での防災・災害時要援護者対策

〔現状と課題〕

平成23年3月11日、マグニチュード9.0の巨大な地震による東日本大震災が発生しました。この震災は、大規模地震と津波に加えて、原子力発電所の事故が発生するなど未曾有の大災害となり、地震の恐ろしさを改めて思い知らされました。

また、地震だけでなく、近年毎年のように台風・豪雨など、様々な自然災害が発生しており、尊い人命や財産、積み上げてきた福祉や文化が失われています。

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、自らの命・財産を自らが守る「自助」と、地域の安全等を自分たちが守る「共助」とが基本になります。

「自助」としては、一人ひとりが、防災の意識を高く持ち災害に備えるとともに、非常時の持出品の準備や家屋の耐震改修、家具の固定などといった身の回りの安全対策を行うことが重要となります。また、「共助」としては、隣近所で声を掛け合い、協力して救助や消火活動に当たる、災害時要援護者の安否確認や救助救援を行うなど、いざという時に協力して活動できる体制作り、絆づくりが重要となります。

市や県、警察、消防、自衛隊なども、「公助」として全力で災害救助活動を行いますが、大規模災害時には、活動に限界が生じます。

防災・減災の要は、災害規模が大きくなるほど「自助」、「共助」となります。

施策の方向性

○防災対策の推進

今後の発生が予測される東京湾北部地震を想定し、また東日本大震災以降の新しい知見も取り入れ、平成25年度に「松戸市地域防災計画」の修正を行いました。今後も市民が安心して生活できる災害に強い安全で安心できるまちづくりに向けて防災対策に取り組んでいきます。

○自主防災組織*単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上

パートナー講座や防災講演会の開催など、一人でも多くの市民が防災知識を身に付け、防災意識が向上するよう取り組んでいきます。

○実践的な防災訓練の実施

- ・市が主催する総合防災訓練で、避難所運営訓練やペット同行避難訓練を行うなど、より実践的な訓練となるよう取り組んでいきます。
- ・自主防災組織の訓練や行事などは、若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方々の参加が重要ですので、参加促進を図っていきます。

○自主防災組織の結成の促進、充実強化

本市の自主防災組織は、平成25年1月1日現在で、312団体結成されています。自主防災組織未結成の町会・自治会へ結成を促すとともに、自主防災組織が防災資器材を購入する際の費用を補助します。

○災害時要援護者避難支援体制*の推進

大規模災害時には、高齢者・障害のある人などの災害時要援護者が犠牲となるケースが多く見受けられました。

災害時要援護者は、大規模な災害が発生した際に、情報の入手が難しいことや自力での避難が困難であること等、防災上の新たな課題となっています。その解決には、地域での共助が必要不可欠です。

本市では災害時要援護者への支援として、松戸市災害時要援護者避難支援全体計画を策定しており、現在モデル地区で進めている松戸市災害時要援護者登録台帳への登録を、今後全市的に拡大していきます。また、整備した台帳については、地域と共有します。更に、福祉関連団体のネットワークを構築し、援護が必要な人をもれなく把握できる体制作りを目指します。

それぞれの役割

個人(自助)の役割	地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
<ul style="list-style-type: none">○家具の転倒防止を行う○地域活動に参加・協力する○住宅の耐震診断を受ける○防災知識を身に付ける○防災グッズを用意する○非常用の水や食べものの準備をしておく○避難所、避難経路を確認する	<ul style="list-style-type: none">○災害時に配慮が必要な人の把握に努める○災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める○自主防災組織を立ち上げる○消防団への参加、協力する	<ul style="list-style-type: none">○災害時要援護者への避難支援体制の充実、台帳登録の推進○福祉避難所の整備○「松戸市地域防災計画」の推進○防災訓練の実施○自主防災組織の立ち上げ、活動への支援○防災対策の啓発

「松戸市災害時要援護者避難支援体制」について

高齢者・障害のある人などの災害時要援護者に、ご本人の同意に基づき松戸市に登録していただき、災害時等に地域の中で速やかに避難や安否確認等が行われるよう、その登録情報を市と、町会・自治会など避難を支援する人の間で共有します。現在、モデル地区で取り組んでおり、今後、実施地区を拡大していく予定です。

本市における避難支援プラン（個別計画）の対象となる災害時要援護者とは、災害時やそのおそれがある場合に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする次に掲げる者のうち、災害時等において地域での避難支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した、在宅の者です。

- 介護保険における要介護3・4・5認定者
- 障害者（身体障害1, 2級及び知的障害（療育手帳^A等）、精神障害者1級）
- 65歳以上の一人暮らし高齢者
- その他災害時の避難支援が必要と認められる者

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、地域の状況を踏まえ、地域ごとに段階的に進めています

～松戸市災害時要援護者避難支援基本方針（2010/10/21）より抜粋～



〔取り組み課題7〕 相談支援・情報提供の充実

〔現状と課題〕

地域での課題が複雑化しており、その人らしい生活を送るためには、必要な情報を地域の中で得ることができ、困った場合にも、いつでも相談や必要なサービスが受けられるシステムがあることは大切なことです。そのためには、情報を発信する側にも各種情報を集約し、インターネット上で展開されるSNS等(フェイスブック、ツイッターなど)の伝達手段の特徴を考慮した上で活用し、スピーディーかつわかりやすい情報を伝達できることが必要とされます。また、相談支援体制の充実・強化とともに各関係機関との連携が不可欠です。

各分野の情報や資源を横断的に把握しコーディネートする人材が課題となっているため、千葉県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの研修などに参加し、その視点をもった人材が増えることが望まれます。

子育て分野では、おやこDE広場*・地域子育て支援センター*に子育てコーディネーターを配置しています。また、子育ての情報発信については市がNPO法人に委託し「子育て情報サイト」を運営しています。

障害の分野での相談支援体制では、障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、今後、総合的な相談支援機能を持つ基幹相談支援センター*を市内に開設します。

また、ニーズ把握の場として「第2次千葉県地域福祉支援計画」では、各地域で地域のできるだけ多くの人たちが参加して地域福祉を推進する組織「地域福祉フォーラム」の設置を提案しています。松戸市においては、市内10地区的社会福祉協議会で「小地域福祉フォーラム」を開催し、地域のニーズを把握するとともに関係団体とのネットワークの構築に取り組んでいます。

施策の方向性

○地域包括支援センターを増設し、地域包括ケアシステムづくりの推進

本市には、地域包括支援センターがあり、概ね65歳以上の介護を必要とする人及び日常生活に何らかの支援を必要とする人、またその介護者に対し、介護、介護予防、総合相談支援、権利擁護事業など高齢者の生活に関わる様々な相談に対応しています。より効果的な活動の実施に向けて、地域包括支援センターの業務評価を行うとともに、地域との連携・調整を図りながら、支援体制の更なる強化を図ります。

○地域住民に分かりやすい必要な情報を身近な相談窓口で提供

千葉県が設置した中核地域生活支援センター*は、すべての市民を対象とした24時間体制の相談窓口業務を行っています。

子ども、障害のある人、高齢者の身近な相談窓口として地域住民に周知し、それぞれの機関がお互いの役割を理解し、連携が図れるよう努めます。

○松戸市子育てコーディネーターの推進

おやこDE広場、地域子育て支援センターでは、市が養成した子育てコーディネーターが、保育所・幼稚園をはじめとした子育て支援に関するサービスの紹介や相談の窓口となります。

○基幹相談支援センターの設置

地域における相談支援の拠点として市内に設置し、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携強化しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none">○困ったときに、どこへ行けばよいか知つておく○相談窓口を知つておく○支援が必要なときは相談する	<ul style="list-style-type: none">○事業者は地域への広報活動を行い、相談事業所の周知を図る	<ul style="list-style-type: none">○わかりやすい情報提供をする



〔取り組み課題8〕 利用者本位のサービスの提供・ 福祉サービスの質の向上

〔現状と課題〕

福祉サービスの利用者のニーズが多様化している中、必要なときに身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスが受けられるのは安心した暮らしを支えていく上で不可欠なものです。

平成25年4月から社会福祉法人*の認可や監査等の権限が県から市へ移譲されました。また、社会福祉法では、「社会福祉事業の経営者に対し、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決」、「また自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならない」とするとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取り組みを支援するよう規定しています。そのことを受け、苦情受付担当者や苦情解決責任者、中立・公正な立場の第三者委員の設置など苦情解決体制づくりを進め、一層の福祉サービスの質の向上が図られます。

身近な総合相談窓口、総合的な高齢者の支援を行う地域包括支援センター、24時間型のサービスが受けられる訪問看護事業所や訪問介護事業所、救急時対応する往診医や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所施設、障害のある人や高齢者の参加や活動を促進し、介護家族の自己実現を促します。また、在宅介護を豊かにするための通所施設や入所施設のほか、日中の通いのサービスを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護、そして、近隣（ボランティア*）による支援など総合的に、包括的にサービスを提供する仕組みが必要です。

千葉県は、子ども、障害のある人、高齢者を含めたすべての市民を対象とした、24時間・365日体制で、「地域生活支援」「相談」「権利擁護」の機能を担う「中核地域生活支援センター」を市内に設置しています。相談者の世帯全体を見ると介護保険対象者の方や障害を持つ人など様々な生活課題を持った世帯も少なくありません。こうした状況の中でも、世帯に対して一体的にアプローチできる仕組みが必要です。

施策の方向性

○地域包括ケアシステムを地域住民（市民）・地域も含めた連携体制で推進

予防的な視点に立ち、介護・医療・日常生活支援・住まいが提供されるようマネジメントし、地域住民（市民）・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域包括ケアシステムを推進していきます。

○第三者評価の啓発、情報提供等を促進

- ・福祉サービス等の質の向上及び利用者の適切なサービス選択を支援するため、福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表、地域密着型サービス外部評価の取り組みを推進していきます。
- ・社会福祉事業者に対して第三者評価を受ける意義や苦情解決体制の啓発や利用促進、また利用者への情報提供などを進めていくことが必要です。

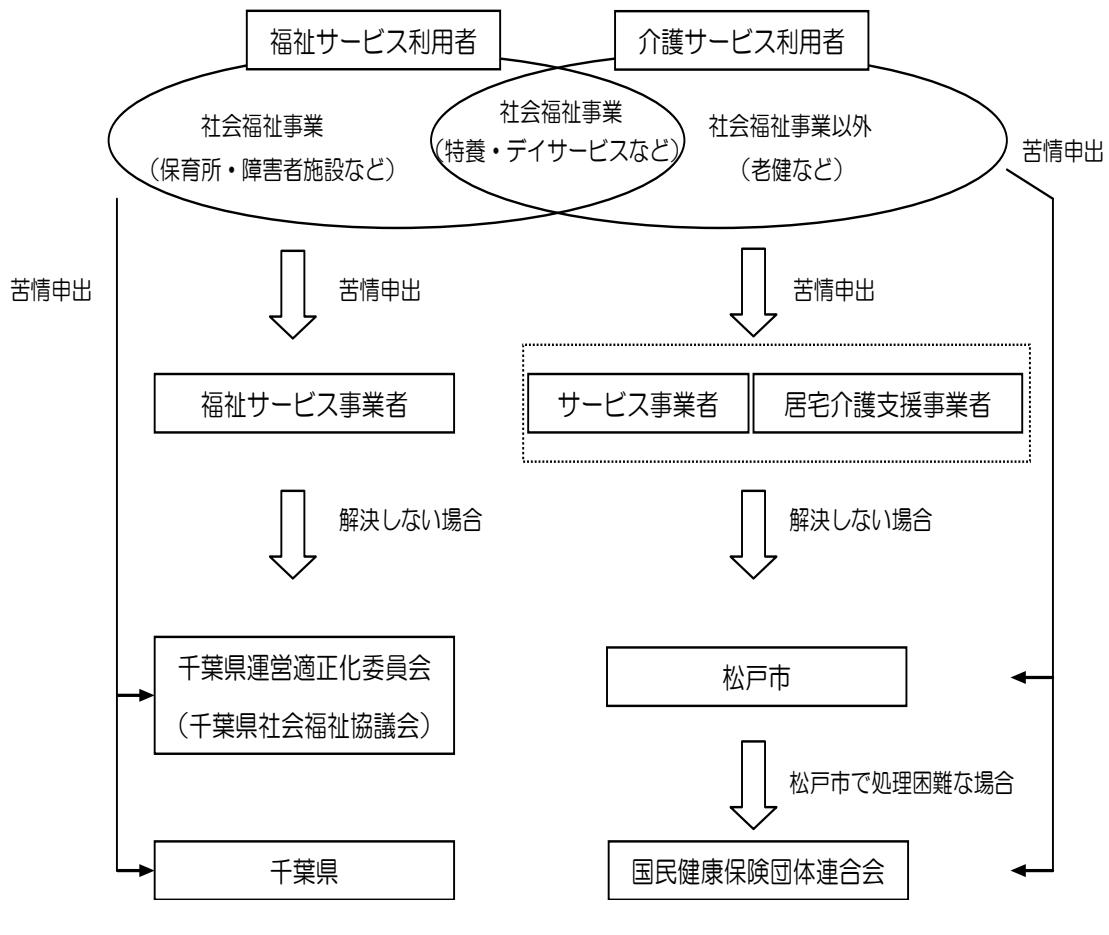
○第三者評価システム*・苦情解決制度の取り組みの維持

市においても福祉サービス施設を対象として、それに係る苦情解決の仕組みを導入し、適切なサービス利用または提供を支援しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○問題点や課題を意見表明する	○サービス提供者は苦情解決体制をつくる ○第三者評価を受ける	○苦情解決制度、第三者評価の周知等に努める ○千葉県による第三者評価システムの確立

「苦情解決の流れ」について





〔取り組み課題9〕 生活を守る権利擁護の普及

〔現状と課題〕

平成12年からスタートした介護保険制度を皮切りに、福祉サービスは利用者本人が選び契約に基づいて利用するという仕組みに大きく転換が図られました。

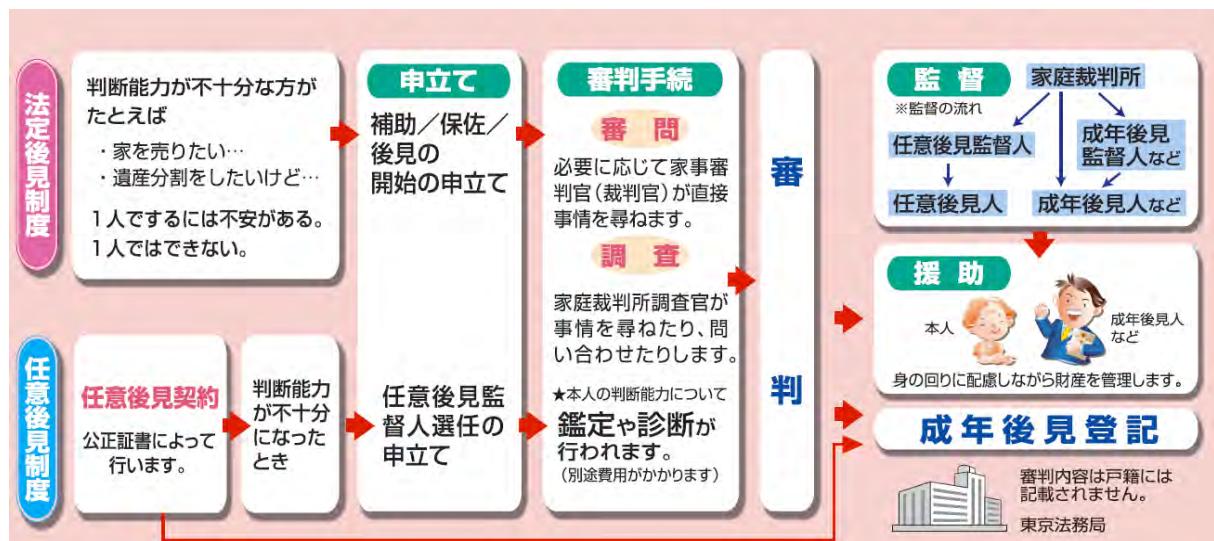
「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅣまつど)」策定にあたっての市民アンケート調査(平成23年3月)では、成年後見制度について4割台半ば、また日常生活自立支援事業の認知度が約3割と低く、市民が安心して暮らせるように今後もさらに周知していくことが求められています。

本市では、判断能力の十分でない方に、安心して制度や福祉サービスが受けられるよう、成年後見制度の普及啓発や市長による申し立てを行っています。

また、市社協では、日常生活自立支援事業として、認知症高齢者、知的障害*のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行っています。

「成年後見制度」について

成年後見制度は、判断能力が不十分のために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



※千葉県後見支援センターより

施策の方向性

○成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・促進

- ・成年後見人の担い手となる職能団体やNPO法人、日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会と連携を図り、より制度が利用しやすくなるよう申立支援・相談に努めます。
- ・家族形態の多様化の中にあって、高齢者や障害のある人が安心して生活できるように当事者の利用周知を強化します。

○消費者被害対策や任意後見を含めた制度の活用を普及・促進

- ・本市では、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等にとって、安心した生活が送れるよう、市民への成年後見制度の利用促進や本人または親族による申立の支援を行っています
- ・市民に制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none">○制度を知る○制度の利用を考える	<ul style="list-style-type: none">○市社協は、制度を周知し、日常生活自立支援事業を推進する○地域（共助）で福祉活動する人は、制度を理解する	<ul style="list-style-type: none">○成年後見制度利用支援事業を実施する○法律に基づく申立てを行う○制度について周知する